



島根県報

平成22年 9 月 17 日 (金)

号外 第 160 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第579号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年9月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|-------|------------------------------|--------|------------------------|----------------|---------------------------|
| | | 区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 延長 | | |
| 一般国道 | 485号 | 松江市東津田町1311番1地先から同1294番2地先まで | 前 | メートル 3.00～ 29.00 | メートル 136.00 | 松江県土整備事務所 拡幅副道整備 |
| | | | 後 | 10.00～ 30.00 | 136.00 | |
| 県道 | 吉賀四見線 | 益田市四見町紙祖口492番12地先から同番5地先まで | 前 | 3.50～ 5.30 | 75.00 | 益田県土整備事務所 交通安全工事 拡幅 |
| | | | 後 | 5.00～ 12.60 | 75.00 | |

島根県告示第580号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年9月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|------|------------------------------------|------------------|----------------|-------------|----|
| 一般国道 | 431号 | 出雲市平田町字中ノ島5467番地先から同町字新田5355番5地先まで | メートル 1,240.00 | 平成22年 9月17日 | 出雲県土整備事務所 | |